

「文化方針」検討のための、昨今の文化政策の動向
～持続可能な地域文化政策のあり方を考えるために～

20190709 伊藤

0. 「文化芸術の振興」とは、どういう活動、施策か

- 文化芸術振興のイメージの多様性（人によって様々）
- しかし大きく戦後の日本の地域社会では、次のような変化があったと思われる
 - ・戦後復興期：「ぜいたく」（芸術文化）、「封建的な文化」など
 - ・60～70年代：「文化より経済」「物質的豊かさ」「画一化」（←マスメディア）など
 - ・70年代半ば～80年代：「モノの豊かさからココロの豊かさへ」
 - 「個性的な地域文化」「自己表現」「文化ホールがまちをつくる」など
 - ・バブル崩壊後：「ココロの豊かさから社会の豊かさへ」（地域活性化、社会的包摂など）
- これからの地域（多摩市及び周辺）の文化芸術振興の基本的な方向性 →条例・方針など
（これによって、文化施設等のあり方も方向付けされる）

1. 昨今の文化政策の動向と各地の文化条例、計画・方針など

- 国の動き（文化芸術振興基本法制定以降の揺れ動き） *世界の動向
 - ・振興基本法（2001）から、基本法（2017）へ
 - ・指定管理者制度と劇場法制定
- この半世紀の自治体文化行政の動き
 - ・70年代：「地方の時代」と自治体文化行政の模索（→文化のまちづくり）
 - ・80～90年代：文化施設の建設ラッシュ（バブル期の大型化→運営の模索）
 - ・2000年代～：徐々に進む文化施設離れ（アートプロジェクト、アートNPOなど）
 - *他方で、文化施設の統合と大改修
- 文化振興条例・振興計画・方針など
 - ・国より早い自治体文化条例：1975釧路市、1982秋田市、1983東京都、など13自治体
 - ・振興基本法（2001）以降増加→2018.6現在 30都道府県、7政令市を含む108市区町に
 - *基本計画・方針等については、38都道府県、18政令市を含む248市区町村に

2. 文化条例、基本計画・方針等の構成内容

- 文化条例の基本構成（何が決められているのか）
 - ・目的：文化の振興 vs 生活向上、活力ある社会、地域づくり・まちづくり
 - *「文化」の定義（範囲）：当初広義（生活文化や自主的文化活動を含む）→振興基本法で挙げられた文化芸術を軸に地域独特の文化を追加→教育・福祉・産業・観光等との連携
 - ・基本理念・原則：文化・芸術の自由（自主性の尊重—政府の不介入原則） *文化権
 - *政府の責務：環境整備（どこまで関わるか）→基本的な施策
 - ・基本計画・指針などの制定とそのための機関（審議会等）の設置
 - ・その他、特徴ある施策（例：基金、推進・評価組織、など）
- 文化基本計画・方針等について
 - 条例に基づくものと、条例の代わりとなるものがある

いずれも、基本的な理念に基づき、期間を限って（例えば5年間など）、重点的な施策をその展開方法とともに挙げるとともに、その他関係する施策・事業を体系的に整理するものが多い
 ＊ユニークな例：小金井市の市民との協働を軸とした計画

※条例、基本計画、ビジョン、方針（指針）の違い

条例：地方自治法第14条に基づき、議会の議決により制定される、その自治体内で法的効力をもつもの
 基本計画：条例等に基づき、専門家等の審議を経て期間を限定して自治事務を一定の目標のもとに戦略的に体系化したもの

ビジョン、基本方針：条例等が無い場合など、基本計画や自治事務などを遂行するにあたって、その理念や目標等を定めたもの

条例と基本計画・方針等のメリット、デメリット

	メリット	デメリット
文化条例	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の継続性（一定の拘束性） ・民主主義の担保 	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的、理念的 ・合意形成が困難、また硬直化の可能性 ・基本計画策定などの根拠
文化基本計画・方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的・個別的（但し方針等は抽象的・理念的） ・場当たりの事業への一定の歯止め 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の継続性に難点 ・役所主導で策定されるケースが多い（条例等に基づく場合はその限りでない）

3. いま求められる地域文化政策の方向（話題提供）

○総合的な文化政策

・文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の改正）のポイント

「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携

・SDG s（持続可能な開発目標：2015国連）

○文化芸術振興に関わる専門的機関の役割

＊従来の文化施設だけで可能か？

→3つの文化と3つの関係者（ジョン・ホールデン）のバランス

○市民自治と文化

市民の主体的な（文化）活動との連携とそのためのプラットフォーム

→文化的コモンズ（地域の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営み）

